

3

令和2年第3回
多治見市議会定例会
議案説明資料

令和2年5月29日

目次

議第63号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するについて	1
議第64号	多治見市是正請求手続条例及び多治見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するについて	1
議第65号	多治見市共栄地区住民福祉事業基金条例の一部を改正するについて	2
議第66号	多治見市税条例の一部を改正するについて	2
議第67号	多治見市税条例の一部を改正するについて	3
議第68号	多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて	4
議第69号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	4
議第70号	多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正するについて	4
議第71号	多治見市介護保険条例の一部を改正するについて	5
議第72号	多治見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するについて	5
議第73号	多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するについて	5
議第74号	令和2年度多治見市一般会計補正予算（第3号）	
1	令和2年度会計別補正予算表	6
2	令和2年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容	7
3	令和2年度一般会計税等内訳一覧表	12
4	令和2年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容（債務負担行為）	14
5	財政判断指数の見込み	15
報第7号	令和元年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について	
報第8号	令和元年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
報第9号	令和元年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	
報第10号	令和元年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について	
報第11号	令和元年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	
報第12号	令和元年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
1	令和元年度多治見市一般会計継続費繰越計算書	17
2	令和元年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書	18
3	令和元年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書	21
4	令和元年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書	22
5	令和元年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書	23
6	令和元年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書	24

議第63号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

地方自治法の一部改正（平成29年法律第54号）を踏まえ、市長等の多治見市に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする（第1条関係）。

2 内容

市長等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額（※）に、次の区分ごとに定める数を乗じた金額とし、それを超える部分について免責とする（第2条及び第3条関係）。

(1) 市長 6（給与6年分）

(2) 副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員 4（給与4年分）

(3) 公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、消防長 2（給与2年分）

(4) 職員 1（給与1年分）

※基準給与年額：地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に支給される給与

3 施行日

令和2年7月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により地方自治法の一部が改正され、市長等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、条例において、賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされた（令和2年4月1日施行）。

これを踏まえ、条例を制定することとし、賠償の限度額について、地方自治法施行令に定める参酌基準どおりの額とすることとした。

なお条例を定めないうちは、市長等の市に対する損害賠償責任は、議会の議決により権利が放棄されない限り、市長等が全額を負担することになる。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

【案 件】 多治見市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

【実施期間】 令和2年4月10日から同年5月10日まで。

【寄せられた意見と市の回答】 提出された意見なし。

議第64号 多治見市是正請求手続条例及び多治見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な内容

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正（令和元年法律第16号）に伴い、同法の題名改正、条ずれが生じた等のため、標記条例について所要の改正を行う。

- 2 施行日
公布の日

議第65号 多治見市共栄地区住民福祉事業基金条例の一部を改正するについて

- 1 改正趣旨及び内容
基金に係る土地の売払いに伴い、所要の改正を行う（第1条関係）。
- 2 施行日
公布の日

議第66号 多治見市税条例の一部を改正するについて

- 1 改正趣旨
地方税法の一部改正（令和2年法律第5号）に伴い、所要の改正を行う。
- 2 主な改正内容
 - (1) 多治見市税条例の一部改正（第1条）
 - ア 市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加する（第27条関係）。
 - イ 市民税の所得控除について、ひとり親控除を追加する等所要の措置を行う（第36条の3関係）。
 - ウ 登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする（第84条の6関係）。
 - エ たばこ税の課税標準について、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直しをする（第104条関係）。
 - オ 延滞金の割合等の特例等について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備を行う（附則第4条の2及び第4条の3関係）。
 - カ 長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設する（附則第16条及び第16条の2関係）。
 - (2) 多治見市税条例の一部改正（第2条）
 - ア 法人の市民税の申告納付について、通算法人について課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額の廃止）ことに伴い規定を削除する（旧第55条第9項関係）。
 - イ 法人の市民税の申告納付等について、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする（連結納税の廃止）ことに伴い規定を整理等する（第55条、第57条及び第59条関係）。
 - ウ たばこ税の課税標準について、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、2段階目（令和3年10月1日）の見直しを行う（第104条関係）。
- 3 施行日
 - (1)ウ 公布の日
 - (1)エ 令和2年10月1日
 - (1)ア・イ・オ 令和3年1月1日
 - (2)ウ 令和3年10月1日

(2)ア・イ 令和4年4月1日

(1)カ 土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

令和2年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和2年4月1日から施行されることとなった。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 所有者不明土地等に係る現所有者の申告に係る多治見市税条例の規定について

[実施期間] 令和2年4月9日から同年5月11日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第67号 多治見市税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法の一部改正（令和2年法律第26号）に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 多治見市税条例の一部改正（第1条）

ア 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その特例割合を「0」とする（附則第9条の2関係）。

イ 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6月（令和3年3月31日まで）延長する（附則第14条の2関係）。

ウ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、地方税法において条例に委任している事項を定める（附則第22条関係）。

(2) 多治見市税条例の一部改正（第2条）

ア 一定の入場料金等払戻請求権の放棄のうち条例で定めるものを一定の期間内にした場合には、個人の市民税の寄附金税額控除に関する規定を適用することとする（附則第23条関係）。

イ 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年度分の個人の市民税まで延長することとする（附則第24条関係）。

3 施行日

(1) 公布の日

(2) 令和3年1月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布され、一部の規定を

除き公布の日から施行されることとなった。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

〔案 件〕 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、生産性革命の実現に向けた中小事業者等の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例措置を多治見市税条例に規定することについて

〔実施期間〕 令和2年4月30日から同年5月15日まで。

〔寄せられた意見と市の回答〕 提出された意見なし。

議第68号 多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法の一部改正（令和2年法律第26号）に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

（1） 多治見市都市計画税条例の一部改正（第1条）

地方税法において新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する都市計画税の課税標準の特例が設けられたことに伴い、所要の改正を行う（附則第15項関係）。

（2） 多治見市都市計画税条例の一部改正（第2条）

都市計画税の課税標準の特例の規定中、地方税法の一部改正に伴う条ずれについて改正（附則第15項関係）。

3 施行日

（1） 公布の日

（2） 令和3年1月1日

議第69号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和元年法律第16号）に伴い、個人番号の通知カードの再交付手数料を廃止する（別表関係）。

2 施行日

公布の日

議第70号 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

多治見市母子・父子福祉センター並びに多治見市在宅老人デイサービスセンター、多治見市滝呂在宅老人デイサービスセンター及び多治見市南姫在宅老人デイサービスセンターを廃止するため、次の条例の一部を改正する。

（1） 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条）

（2） 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条）

(3) 多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例の一部改正（第3条）

2 施行日

母子・父子福祉センターの廃止 令和3年4月1日

デイサービスセンターの廃止 公布の日

議第71号 多治見市介護保険条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

介護保険法施行令の一部改正（令和2年政令第98号）に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

第1段階から第3段階までの介護保険料年額の軽減を次のとおりとする（第7条関係）。

	軽減後（割合）	軽減前（割合）
第1段階	21,420円（0.3）	26,770円（0.375）
第2段階	35,700円（0.5）	41,050円（0.575）
第3段階	49,980円（0.7）	51,760円（0.725）

3 施行日

公布の日（令和2年度の保険料から適用）

議第72号 多治見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正（令和2年広域連合条例第4号）に伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

市において行う事務に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加する（附則第6条関係）。

3 施行日

公布の日

議第73号 多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正（令和2年総務省令第25号）に伴い、標記条例に基づく固定資産税の課税免除措置の適用期間を2年間延長する（第2条関係）。

2 施行日

公布の日（令和2年4月1日から適用）

議第74号 令和2年度多治見市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会計名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第74号	一般会計	補正第3号	53,271,318	1,285,822	54,557,140
予	算 総 括 集 計	計	87,011,459	1,285,822	88,297,281

令和2年度一般会計予算（補正第3号）の主要内容

議第74号

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
1	総務費	文化振興助成事業費	一般財団法人自治総合センターによる一般コミュニティ助成事業助成金の決定に伴う補助金の増額 ※ 3団体(区・町内会)に合計710万円の助成決定 ※ 補助率10/10 補助上限額250万円	2,100			2,100	
2	総務費	自治組織特定事業等交付金	地域社協への助成、小泉交流センター地域管理部分の人員費等の助成に伴う大原区運営費交付金の増額	1,129			1,129	
3	総務費	交通安全啓発費	75歳以上の方を対象とした後付け急発進等抑制装置設置に係る補助金等の増額 ※ 令和2年度のみ補助で、補助上限額は1万円 ※ 対象者数284人と想定(対象者の車両保有率等を基に県が試算)	2,847	1,420			1,427
4	民生費	過年度返還金(施設整備)	地域密着型通所介護施設の財産処分によるスプリングラー設置国庫補助金返還に伴う償還金の追加 ※ 国庫補助金(平成28年度)を残存年数で按分した額を返還 3,236千円×6年/8年=2,427千円	2,427			2,427	
5	民生費	生活困窮者自立支援事業費	新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者向けの自立支援特別給付金支給に伴う扶助費の追加 ※ 10万円/人を給付 100人を想定	10,000	10,000			
6	民生費	保育所管理費	新型コロナウイルス感染症対策としての公立保育所の健康診断実施に係る消耗品(プラスチック手袋、ディスプレイ鏡等)購入に伴う需用費の増額	125	125			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
7	衛生費	母子保健事業推進費	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっている乳幼児集団健診を多治見市医師会及び歯科医師会の個別健診に変更することに伴う委託料等の増額 2,833千円</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により保健センター来所や電話相談に代わり、タブレット端末(2台)を活用した妊産婦・乳幼児向けの個別相談、健康教育実施に伴う備品購入費等の追加 308千円</p> <p>※ タブレット端末を使いテレビ通話や動画配信等を行う</p>	3,141				
8	衛生費	生活習慣病予防推進事業費	<p>寄附金を活用した眼科検診啓発物品購入に伴う需用費の増額</p>	100			100	
9	商工費	緊急経済対策関係費	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の解雇等防止を目的とした雇用調整助成金の上乗せに伴う補助金の増額 37,000千円</p> <p>※ 国の助成金(休業手当の90%、94%相当)とは別に休業手当の6%相当額を補助</p> <p>※ 市の補助金支出について、1/2県補助金あり(3%分)。市補助上限額100万円/事業者</p> <p>② 寄附金を活用した市内飲食店支援に係る200円OFF大作戦事業に伴う委託料の増額 250千円</p> <p>※ 5月補正予算(補正第2号)の上積み</p> <p>③ TAJMEALGOを活用した販売促進誘客拡充事業に係るシステム構築に伴う委託料の増額 5,000千円</p> <p>④ 美濃焼販売促進を目的とした市内小売店での美濃焼等購入費支援「美濃焼GO」及び通販サイト構築等に伴う委託料の増額 24,854千円</p> <p>※ 店舗で1,000円以上購入した場合、最大40%(1,200円)を支援。1,000円以上で400円、2,000円以上で800円、3,000円以上で1,200円(上限)を支援</p> <p>⑤ たじみビジネスプランコンテストによる創業者への緊急支援補助制度創設に伴う補助金の増額 10,000千円</p> <p>※ 50万円×10件 100万円×5件</p>	77,104	76,854	250		
10	消防費	消防本部資機材等整備費	<p>新型コロナウイルス感染症対策としての消火活動用等に係る空気呼吸器用面体配備(81個配備)に伴う需用費の追加</p>	2,362			2,362	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
11	消 防 費	災害対策用資機材等関係費	<p>新型コロナウイルス感染症対策としての避難所用プライベートテント、非接触型体温計等配備に伴う備品購入費等の追加</p> <p>※ 全13小学校、総合福祉センター及び笠原消防署に配置予定</p> <p>※ 県補助金(避難所生活環境確保事業 1/2補助) 2,158千円</p>	4,188	3,816			372
12	教 育 費	事務局一般管理費	<p>新型コロナウイルス感染症対策としての児童生徒用のアルコール消毒液購入に伴う需用費の増額</p>	4,950	4,950			
13	教 育 費	ひとり親・要保護・要保護世帯の子へ図書カード1万円支給費	<p>児童扶養手当受給者、要保護及び要保護世帯の子に対し、学習を支援するための図書カード(1万円)支給に伴う需用費等の追加</p> <p>※ 対象者1,500人と想定</p>	15,600	15,600			
14	教 育 費	GIGAスクール活用推進事業費	<p>児童生徒用の学習端末整備による活用方法や教材研究等の検討及び推進に伴う報償費等の追加</p>	108				108
15	教 育 費	小学校ICT整備事業費	<p>地方創生推進交付金を活用した可動式大型提示装置等整備(全小学校の普通教室に183台配備)に伴う備品購入費等の増額</p> <p>※ 65インチの可動式</p>	35,217	38,334			△ 3,117
16	教 育 費	小学校施設改良事業費	<p>寄附金を活用した北栄小学校の遊具設置に伴う工事請負費の増額</p>	1,496			1,496	
17	教 育 費	小学校GIGAスクール構想推進事業費	<p>① 滝呂小学校、池田小学校を除く11小学校における無線LAN構築に伴う工事請負費の追加</p> <p>※ 滝呂小学校、池田小学校は、既にLAN整備済み(総務省補助金活用)</p> <p>② 全13小学校における児童用学習端末(4～6年生向け)配備に伴う委託料の追加</p> <p>※ 学習端末2,817台整備 補助率:全児童数の2/3、45,000円/台</p> <p>※ 低学年向けの学習端末は、令和3年度以降に順次整備予定</p>	612,377	223,234	52,600		336,543

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
18	教育費	中学校ICT整備事業費	地方創生推進交付金を活用した可動式大型提示装置等整備(全中学校の普通教室に92台配備)に伴う備品購入費等の増額 ※ 65インチの可動式	23,782	19,416			4,366
19	教育費	中学校GIGAスクール構想推進事業費	① 陶都中学校、多治見中学校を除く6中学校における無線LAN構築に伴う工事請負費等の追加 ※ 陶都中学校、多治見中学校は、既にLAN整備済み(総務省補助金活用) ② 全8中学校(全学年向け)における生徒用学習端末配備に伴う委託料の追加 ※ 学習端末2,648台整備 補助率:全生徒数の2/3、45,000円/台	409,778	107,277	24,700		277,801
20	教育費	幼稚園管理費	新型コロナウイルス感染症対策としての公立幼稚園の健康診断実施に係る消耗品(プラスチック手袋、フェイスボウ鏡等)購入に伴う需用費の増額	74	74			
21	教育費	図書館施設整備費	新型コロナウイルス感染症対策として書籍消毒機の配備(4台)に伴う備品購入費の追加 ※ 図書館本館2台、笠原分館1台、子ども情報センター1台配備 ※ 一度に6冊を紫外線により殺菌(30秒間)	3,916	3,916			
22	教育費	小学校健康検診費	新型コロナウイルス感染症対策としての小学校の健康診断実施に係る消耗品(プラスチック手袋、フェイスボウ鏡等)購入に伴う需用費の増額	1,006	1,006			
23	教育費	中学校健康検診費	新型コロナウイルス感染症対策としての中学校の健康診断実施に係る消耗品(プラスチック手袋、フェイスボウ鏡等)購入に伴う需用費の増額	423	423			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他
24	教育費	学校給食管理運営費	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により授業日となった夏季休業期間中の特別給食提供(公費による学校給食の無償化)に伴う負担金の追加 69,000千円</p> <p>※ 3,000千円(通常2,500千円のところ2割増) × 23日(開校日数) = 69,000千円</p> <p>※ 学校給食会計に負担金支出</p> <p>※ 現給食代:小学生270円/日、中学生310円/日 小中学校に約9,000食提供/日</p> <p>② 夏季期間における学校給食提供環境の改善(スポットクーラー配備、アイスバースト等被服貸与)に伴う備品購入費等の増額 2,572千円</p> <p>※ 調理場及び配膳室にスポットクーラーを計20台配置</p>	71,572	77,300	7,502	
合計(補正額総額)				1,285,822	583,520	77,300	617,500

令和2年度 一般会計等内訳一覧表

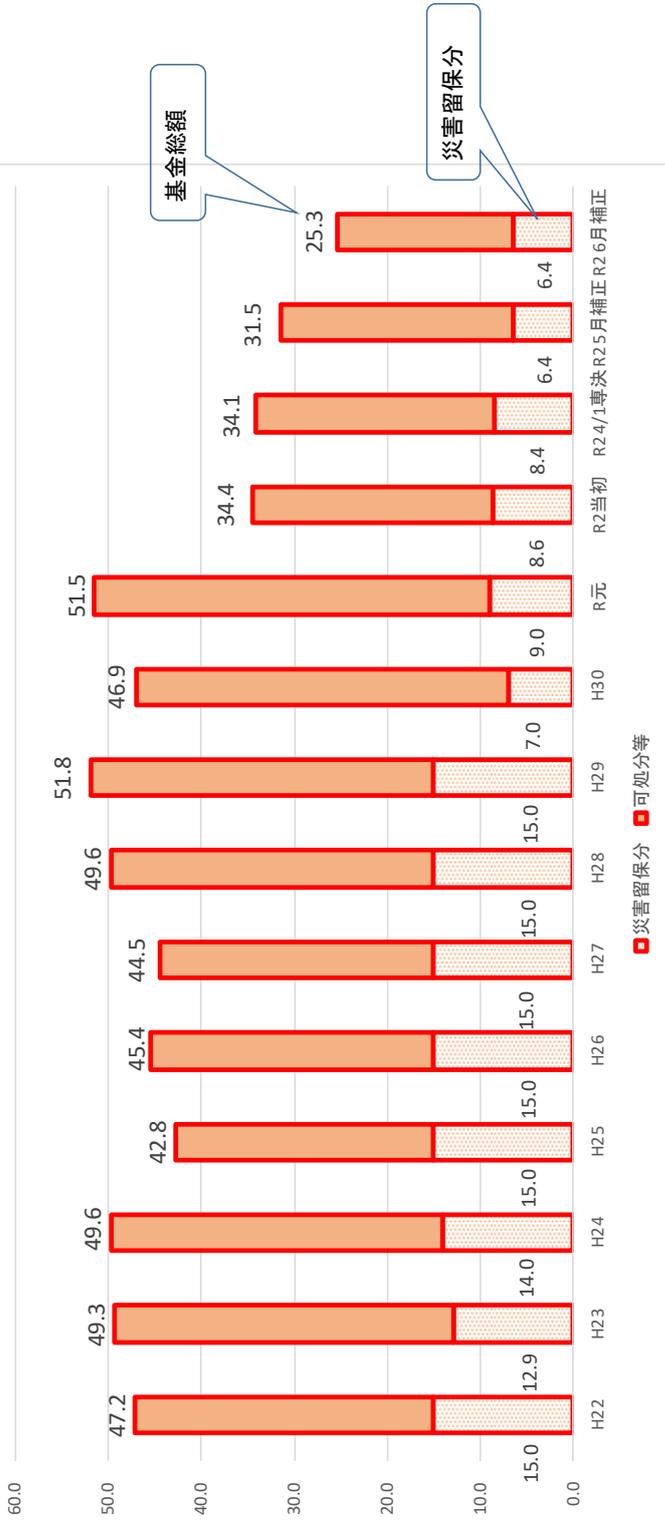
(補正第3号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市	税	
2 地 方 譲 与	税 与	
	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利 子 割 交 付 金	金	
4 配 当 割 交 付 金	金	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	金	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	金	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	金	
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	金	
9 環 境 性 能 割 交 付 金	金	
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	金	
11 地 方 特 例 交 付 金	金	
12 地 方 交 付 税	普 通 交 付 税	
	特 別 交 付 税	
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	金	
20 繰 入	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	614,344
	(うち災害留保分)	
	特 別 会 計 繰 入 金	
21 繰 越	金	3,156
22 諸 収	入 市 預 金 利 子	
23 市 債	債 入 市 預 金 利 子	
そ の 他 一 般 財 源	臨 時 財 政 対 策 債	
合 計	計	617,500

財政調整基金残高推移

億円



※ 令和2年度当初以降の金額については、令和元年度決算剰余金による積立分は含んでいません。

令和2年度一般会計予算(補正第3号)の主要内容

(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事業名	期間	限度額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
債務負担行為の変更	1	補正前	令和3年度から 令和6年度まで	93,496				93,496
		補正後	令和3年度から 令和6年度まで	97,657		4,161		93,496
	2	補正前	令和3年度から 令和6年度まで	171,429				171,429
		補正後	令和3年度から 令和6年度まで	182,061			10,632	171,429

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第3号)	6.2	72.4	11.7	87.7	△ 1,820,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.1	72.4	14.7	87.7	△ 1,270,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.1	72.4	15.0	87.7	△ 1,030,000
財政判断指数 (当初予算)	6.1	72.4	15.0	87.7	△ 1,010,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

- 報第7号 令和元年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第8号 令和元年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第9号 令和元年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報第10号 令和元年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第11号 令和元年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第12号 令和元年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和元年度多治見市一般会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算上額	前年度 繰越額	計					国県支出金	地方債	その他
2	徴 税 費	土地評価資料更新業務	47,088,000	11,411,000	880	11,411,880	11,410,200	1,680	1,680				
10	教 育 費	小泉小学校建替事業 (補助対象経費分)	3,066,820,000	1,035,177,000		1,035,177,000	913,100,000	122,077,000	28,997,000	93,080,000			
10	学 校 給 食 費	(仮称)食育センター建設 事業	2,680,926,000	1,342,745,000		1,342,745,000	64,432,552	1,278,312,448	203,228,448	89,384,000			985,700,000
		合 計	5,794,834,000	2,389,333,000	880	2,389,333,880	988,942,752	1,400,391,128	1,400,391,128	182,464,000			985,700,000

令和元年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
2	総務費	1,230,000	1,017,200					1,017,200
3	民生費	45,000,000	25,049,000	20,039,200	5,009,800			
6	農林水産業費	369,105,000	369,105,000					
6	農林水産業費	30,397,000	2,530,000					2,530,000
6	農林水産業費	2,000,000	2,000,000					2,000,000
8	土木費	68,028,000	41,589,200					41,589,200
8	土木費	10,000,000	10,000,000					10,000,000
8	土木費	4,000,000	4,000,000					4,000,000
8	土木費	50,000,000	38,600,000		18,067,050	14,300,000		6,232,950
8	土木費	23,249,000	14,349,000					14,349,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入特定財源	未収入特定財源				その他
						国県支出金	地方債			
8	土木費	4 都市計画費	1,164,088,000	908,082,000		581,884,000	280,000,000		46,198,000	
8	土木費	4 都市計画費	8,000,000	6,798,000		3,000,000	3,000,000		798,000	
8	土木費	5 住宅費	13,733,000	13,733,000					13,733,000	
10	教育費	2 小学校費	286,050,000	286,050,000		96,302,000	189,300,000		448,000	
10	教育費	2 小学校費	266,752,000	266,752,000		75,952,000	149,600,000		41,200,000	
10	教育費	2 小学校費	55,500,000	55,500,000		9,738,000	15,300,000		30,462,000	
10	教育費	2 小学校費	284,414,000	21,648,000					21,648,000	
10	教育費	3 中学校費	53,300,000	53,300,000		17,943,000	35,200,000		157,000	
10	教育費	3 中学校費	74,000,000	74,000,000		14,642,000	23,000,000		36,358,000	
10	教育費	3 中学校費	167,650,000	12,989,000					12,989,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	教育費	精華公民館機械能統合事業費 (昇降機取付工事)	16,000,000	15,999,500		12,700,000		3,299,500	
11	災害復旧費	公園施設災害復旧工事 (喜多緑地災害復旧工事)	10,000,000	6,200,000				6,200,000	
合 計			3,002,496,000	2,229,290,900	20,039,200	1,191,642,850	722,400,000	295,208,850	

令和元年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	
3	民生費	1 社会福祉費			5,066,000	5,066,000	5,066,000			財産処分の進捗を岐阜県に提出済みであるが(令和元年11月27日)、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して、厚生労働省及び岐阜県の事務が遅延しており、国庫補助金返還額の確定が年度内には通知されないため
9	消防費	1 消防費	15,583,700		15,583,700	15,583,700	15,583,700			新型コロナウイルス感染症の影響に起因して、洗浄便座の納品が遅れ年度内に履行できないため
	合	計	15,583,700		15,583,700	5,066,000	20,649,700			

令和元年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計					国県支出金	特定財源 地方債	その他
1	5	日常生活圏域ニーズ調 査等及び高齢者保健福 祉計画策定業務費	9,150,000	3,850,000		3,850,000	3,484,800	365,200	365,200				
		合 計	9,150,000	3,850,000		3,850,000	3,484,800	365,200	365,200				

令和元年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰 越を要するた な相資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				国庫補助金	損益勘定 留保資金	
資本的 支出	建設改 良費	滝呂台配水池 更新事業 (建設工事)	330,000,000	150,000,000	0	150,000,000	77,635,800	72,364,200	72,364,200	0	72,364,200	0

令和元年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	下水道事業債	その他			
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う管渠埋設工事(梅平地区)	25,781,800	0	25,781,800	8,650,000	15,700,000	1,431,800	0	0	他の占用者との工事時期及び占用箇所の日数調整に不測の日数を要したため
資本的支出	建設改良費	ローカルセンサーサ更新工事	83,600,000	0	83,600,000	41,800,000	37,600,000	4,200,000	0	0	制御盤の更新にあたり、現ソフトウェアとの調整に不測の日数を要したため

議第75号 多治見市農業委員会委員の任命について(農業委員会事務局)

宮嶋 豊城(みやじま とよし) 委員、長谷川 博(はせがわ ひろし) 委員、林 則武(はやし のりたけ) 委員、日比野 敏夫(ひびの としお) 委員、東 一二美(あずま ひふみ) 委員、江崎 勇(えさき いさむ) 委員、小川 松鶴(おがわ しょうかく) 委員、日比野 芳孝(ひびの よしたか) 委員、若尾 茂(わかお しげる) 委員、砂田 豊(すなだ ゆたか) 委員、宮嶋 由郎(みやじま よしろう) 委員、坂崎 寛治(さかざき かんじ) 委員、伊藤 明石(いとう あかし) 委員、奥村 和彦(おくむら かずひこ) 委員、奥村 優子(おくむら ゆうこ) 委員及び坂崎 一良(さかざき いちろう) 委員が令和2年7月19日に任期満了となるため、日比野 敏夫(ひびの としお) 氏、若尾 茂(わかお しげる) 氏、坂崎 寛治(さかざき かんじ) 氏、伊藤 明石(いとう あかし) 及び東 一二美(あずま ひふみ) 氏を引き続き、梶田 達行(かじた たつゆき) 氏、玉木 芳幸(たまき よしゆき) 氏、長江 あさみ(ながえ あさみ) 氏、加納 洋一(かのう よういち) 氏、市原 勝美(いちはら かつみ) 氏、山内 晃三(やまうち こうぞう) 氏、河地 友次(かわち ともつぐ) 氏、久野 孝好(くの たかよし) 氏、富田 良一(とみだ りょういち) 氏、若尾 武彦(わかお たけひこ) 氏、鈴木 隆(すずき たかし) 及び右高 一朋(みぎたか かずとも) 氏を新たに多治見市農業委員会委員に任命する。

【参考】

委員数：17人

所掌事務：

農業委員会等に関する法律

(所掌事務)

第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

- 一 農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)によりその権限に属させられた事項
 - 二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属させられた事項
- 2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。)に関する事項に関する事務を行う。
- 3 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。

- 一 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- 二 農業一般に関する調査及び情報の提供
- 4 前二項の規定は、第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令（条例を含む。）の規定に基づく権限の行使を妨げない。